

## 山梨県道路交通円滑化・安全委員会 規約の一部改正について

委員会の規約第 4 条に定める委員（別表）を改正したいので、規約第 9 条に則り協議いたします。

### 【参考】

（構成）

第 4 条 委員会は、別表に定める委員により構成し、委員長は学識者をもって充てる。

（その他）

第 9 条 この会則に定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会にはかり、その都度協議して定める。

新旧対比表

現 行 規 約	改 正 案
<p><b>別表</b> 山梨県道路交通円滑化・安全委員会名簿</p>	<p><b>別表</b> 山梨県道路交通円滑化・安全委員会名簿</p> <p>委員 中日本高速道路株式会社八王子支社 企画調整チーム担当者</p> <p>委員 中日本高速道路株式会社八王子支社 交通管制チームリーダー</p> <p>委員 中日本高速道路株式会社八王子支社 甲府保全・サービスセンター所長</p> <p>委員 山梨県観光部企画・ブランド推進課長</p> <p>委員 国土交通省関東運輸局山梨運輸支局 首席運輸企画専門官</p> <p>(オプゾバー) 国土交通省関東地方整備局道路部</p>

## 山梨県道路交通円滑化・安全委員会 規約（案）

### （名 称）

第1条 本会は「山梨県道路交通円滑化・安全委員会」（以下「委員会」という）と称する。

### （目 的）

第2条 委員会は、山梨県内における移動の円滑化や安全な道路交通環境の向上を図るにあたり、優先実施箇所やその対策方針等が、道路利用者や県民の意識と整合しているか等について、様々な立場から議論し、県内における今後の道路施策に反映することを目的とする。

### （検討事項）

第3条 委員会は、第2条の目的を達成するため、以下の事項について検討を行うものとする。

1. 道路交通円滑化及び安全性の向上に関すること
2. パブリックコメントなどを活用した県民意見の把握に関すること
3. その他必要な事項

### （構 成）

第4条 委員会は、別表に定める委員により構成し、委員長は学識者をもって充てる。

### （任 期）

第5条 委員の任期は、委員会の目的が達成されるまでとする。

### （運 営）

第6条 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

2. 委員長に事故あるときは、委員長が職務の代行者を指名する。
3. 委員会は、委員長の招集により開催する。
4. 委員会は、運営にあたり必要な資料などを事務局に求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の運営に係る事務を行うため、国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所計画課、交通対策課及び山梨県県土整備部道路整備課、道路管理課に事務局を置く。

(情報公開)

第8条 委員会の活動内容については情報公開を原則とする。

(その他)

第9条 この会則に定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会にはかり、その都度協議して定める。

(付則) この会則は平成17年11月15日から施行する。

この会則は平成22年9月30日から施行する。(第7条・別表 変更)

この会則は平成24年8月9日から施行する。(別表変更)

別表
----

## 山梨県道路交通円滑化・安全委員会名簿

委員長	佐々木 邦明	山梨大学大学院医学工学総合教育部教授
委員	大木 政	山梨県タクシー協会会長
〃	中谷 晃	一般社団法人山梨県バス協会専務理事
〃	天野 竹久	財団法人山梨県交通安全協会専務理事
〃	関根 修	一般社団法人日本自動車連盟山梨支部事務所長
〃	池田 春子	山梨県交通安全母の会連合会長
〃	石原 行彦	社団法人山梨県トラック協会会長
〃	入倉 要	山梨経済同友会代表幹事
〃	遠藤 一郎	甲府商工会議所卸売商業部会副部会長
〃	今井 智満	中日本高速道路株式会社八王子支社 企画調整チーム担当リーダー
〃	角谷 俊彦	中日本高速道路株式会社八王子支社 交通管制チームリーダー
〃	小出 寿	中日本高速道路株式会社八王子支社 甲府保全・サービスセンター所長
〃	青嶋 洋和	山梨県観光部観光企画・ブランド推進課長
〃	大久保 勝徳	山梨県県土整備部道路整備課長
〃	鈴木 洋一	山梨県県土整備部道路管理課長
〃	松本 敦	国土交通省関東運輸局首席運輸企画専門官
〃	吉岡 大藏	国土交通省甲府河川国道事務所長

(オブザーバー) 長田 法 山梨県警察本部交通部交通規制課長  
 〃 国土交通省関東地方整備局道路部

事務局 国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所計画課  
 国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所交通対策課  
 山梨県県土整備部道路整備課  
 山梨県県土整備部道路管理課